

富士五湖自然首都圏フォーラムM I C E受入環境整備費
補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、「富士五湖自然首都圏フォーラム」(以下「フォーラム」という。)に参画する団体が、富士五湖地域に所在する文化施設等においてM I C Eの受入環境の機能強化を図り、これをユニークベニューとして活用するために行う整備に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) M I C E 企業系会議(Meeting)、報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition / Event)等の総称をいう。

ア 企業系会議(Meeting) 国内外に複数の拠点を有する企業、団体等が、当該拠点の管理者、従業員等を招集して開催する会議をいう。

イ 報奨・研修旅行(Incentive Travel) 国内外に複数の拠点を有する企業、団体等が、その従業員、営業所等の表彰、顧客の招待、従業員の研修を目的として、当該拠点からこれらの者を対象として実施する報奨旅行、研修旅行その他の旅行をいう。

ウ 国際会議(Convention) 国家機関又は国際機関(各国における支部を含む。)、学術、産業等の団体、協会等が主催又は後援をする会議をいう。

エ 展示会・イベント等(Exhibition / Event) 国家機関又は国際機関(各国における支部を含む。)、学術、産業等の団体、協会等が主催又は後援をする展示会、見本市若しくは国際会議又はこれらに付随するイベントをいう。

(2) 特定文化施設等 富士五湖地域に所在する文化施設、歴史的建造物、公的空間その他の施設であって、会議、イベント等の開催に際し富士五湖地域の個性及び特色を演出することができると認められるものをいう。ただし、原則として50名以上が参加する会議、イベント等の開催が可能なスペースを有するものに限る。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象事業者」という。)は、フォーラムに参画する団体とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象経費、補助率は別表1のとおりとする。

（補助金の申請手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別に定める日までに、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

（審査委員会の設置）

第6条 知事は、前条第1項の規定により提出された補助金交付申請書及び添付書類を審査するため、富士五湖自然首都圏フォーラムMICE受入環境整備費補助金事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 審査委員会は、前条の規定により申請のあった補助対象事業について、別表第2に掲げる評価項目に基づき審査し、その結果を知事に報告するものとする。
- 3 審査委員会は、前項に規定する審査を行うために必要があると認めるときは、交付申請者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（補助金の交付決定）

第7条 知事は、前条第2項の規定による報告を受けた場合において、補助金交付申請書及び添付書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により交付申請者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項に規定する審査を行うために必要があると認めるときは、交付申請者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第1項の規定による交付決定に当たっては、第5条第2項の規定により補助金に係る仕入控除税額について減額して交付申請がされたものについては、これを審査し適当と認めたときは、当該仕入控除税額を減額して交付決定を行うものとする。

（補助金の交付条件）

第8条 補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業（前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分を変更（様式第2号に定める軽微な変更は除く。）しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を提出して、知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、あらかじめ、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を提出して、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難

となった場合は、速やかに知事に報告すること。

- (4) 第5条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入控除税額の減額をすることなく交付申請がされたものについては、補助金に係る仕入控除税額について、次条第3項の規定による報告をし、補助金の額の確定において減額を受けること。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者（第7条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者をいう。以下同じ。）は、補助対象事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業が完了しない場合において補助金の決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業者は、交付決定をした年度の翌年度の4月10日までに当該年度に係る実績報告書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入控除税額の減額をすることなく交付申請をした場合においては、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 交付申請者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金に係る仕入控除税額の減額をすることなく交付の申請をした場合において、第1項の実績報告書を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を、仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第10条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前条第4項及び前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付)

- 第11条 補助金は、精算払いにより交付するものとする。

(財産の処分制限)

第12条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が終了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年10月16日から施行する。

(別表 1)

補助対象事業	補助対象事業者が特定文化施設等においてM I C E 施設受入環境機能強化を目的に実施する以下の事業 1. 防音機能の強化に向けた事業 (1) 指向性スピーカーの設置 (2) 防音設備（防音壁等）の設置 2. 会場設備機能の強化に向けた事業 (1) 電源設備の設置 (2) 照明設備（屋外照明等）の設置 (3) 給排水設備（簡易厨房等）の設置 (4) 暗幕／パーティションの設置 (5) 音響設備（ミキサー・アンプ・スピーカー等）の設置 (6) 映像設備（LEDディスプレイ・プロジェクター・スクリーン等）の設置 (7) 施設及び展示物等の保護を目的とした設備の設置 (8) 机及び椅子の整備 (9) 同時通訳システムの設置 3. その他機能の強化に向けた事業 (1) 施設利用案内冊子／ウェブサイト等の多言語化 (2) 無線LANの設置 (3) オンライン会等開催に必要な機材、ネットワーク環境の整備 (4) 備品・機材等の保管設備 4. その他、知事がM I C E 施設受入環境整備のために必要と認める事業
補助対象経費	上記の事業に係る経費のうち、次に掲げるもの。 需用費、役務費、委託料、使用料及び貸借料、工事請負費、備品購入費、その他知事が必要と認める経費
対象外経費	・ 本事業の支援対象案件として交付決定を受ける前の経費 ・ 経常的な経費（施設設備の維持管理費、光熱水費、恒常的な人件費、事務的経費等） ・ 事業目的に照らして直接関係しない経費や助成金の交付に関して適切ではない経費 ・ 他の助成金等の助成制度の対象となった経費
補助率	・ 10 分の 10 以内

(別表第2)

審査区分	評価項目
事業の対象となる特定文化施設等の概要	(施設の個性と他施設にない強み) 施設に、会議、イベント等の開催に際し富士五湖地域の個性及び特色を演出することができる価値があると認められ、他施設にはない本事業における強みがあるか。
補助対象事業の目的・目標とその課題	(事業目的・目標の的確性) これまでの取り組みを踏まえ、ありたい姿と本整備を行う意義が説明できているか。 (課題の認識と解決方法) 本事業の目標を実現するうえでの課題を認識し、解決するための整備であることが明確に記載されているか。
実施内容	(実施内容・規模の妥当性) 補助対象事業(交付要綱第4条)に関する事業か。 本事業を実施することで、MICE施設としての受入環境を強化することが認められる内容となっているか。 全体のプランニングが詰められているか。 他施設との差別化を分かりやすく打ち出す方策が検討されているか。
実施体制	(実施体制・手段の実効性) 実施内容を実現できる計画・体制を有するか
事業実施による効果	(事業の継続性) 施設整備後の維持管理体制が整っているか。 (MICE施設としての有用性) 本事業実施により、MICE施設としての活用が期待できる施設となるか。
その他	その他当事業で評価できる項目があるか。